

令和4年度第3回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和4年6月6日(月)

午前9時30分から

岡崎市役所 福社会館6F 大ホール

2 会議に付した議案

議案

議案第15号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第16号 農地の転用の許可の申請について

議案第17号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第18号 非農地交付申請について

議案第19号 農用地利用集積計画について

議案第20号 農用地利用配分計画案について

議案第21号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第22号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

報告

報告第11号 農地の改良のための届出の受理について

報告第12号 農地の転用のための届出の受理について

報告第13号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第14号 農地転用許可後の事業計画変更の承認について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 河内 小枝子、3番 木俣 壽人、4番 酒井 功二

5番 柴田 若江、6番 神谷 六雄、7番 酒井 誠一、8番 鈴木 要

9番 近藤 健次、10番 成田 恭淑、11番 保田 眞吉、12番 大竹 博久

13番 加藤 健一、14番 内藤 六市、15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志

17番 片岡 幸雄、19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、22番 杉浦 省二、23番 中根 浩司

24番 浅岡 治徳、25番 太田 政俊、26番 川澄 秀世、27番 柴田 享

30番 八田 導英、31番 市川 眞人、32番 加藤 春雄、33番 新實 文夫

34番 早川 勝英、35番 阿部田 光春、36番 三浦 弘正、37番 舩 憲明

38番 山内 隆一

4 欠席委員

(農業委員)

18番 近藤 靖一

(農地利用最適化推進委員)

28番 高木 政昭、29番 中野 永太郎

5 出席事務局職員等

農業委員会事務局 事務局長 鈴木 洋人、事務局次長 牧野 徳之
総務係係長 遠藤 研吾、主事 粟生 大樹
事務員 蜂須賀 通世
農務課 主査 伊藤 輝

6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は、18番の近藤 靖一委員、28番の高木 政昭委員、29番の中野 永太郎委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは6番の神谷 六雄委員と7番の酒井 誠一委員にお願いいたします。それでは、議事に従いまして、議案第15号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って7件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。なお、申請番号9番、10番においては、山内委員が申請代理人となってみえます。そちらについては後程審議しますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見をお願いします。

神谷 委員：申請番号8番 調査年月日は令和4年5月31日。譲渡人は体調不良により耕作ができなくなったため、譲受人に譲渡したいとのことです。譲受人は水稻、野菜を耕作しており、譲渡人から相談を受け、所有農地の隣地でもあることから、申請地を取得したいとのことです。調査をし、特に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

近藤（健） 委員：申請番号11番 調査年月日は令和4年5月25日。譲受人は所有農地と隣接する申請地を購入し、経営規模を拡大するために申請するものです。特に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

近藤（健） 委員：申請番号12、13番 調査年月日は令和4年5月31日。譲受人が同じであるため、一括して報告します。譲渡人は譲受人から申請地を売却してほしいという申し入れがあったため、譲渡するものです。譲受人は農家ではないため、下限面積要件30aを満たすために譲渡人から農地を借り、農家資格を得てから申請地を取得したいとのことです。特に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

成田 委員：申請番号 14 番 調査年月日は令和 4 年 6 月 2 日。譲渡人は高齢となり、農作業に従事することが困難であるため、元々譲受人に貸していたところを今回譲渡したいとのことです。譲受人は認定農業者であり、譲渡人からの強い希望もあったため、取得したいとのことです。健康状態に問題はなく、後継者には娘婿がおります。そのほか特に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に申請番号 9 番、10 番の報告及び審議とするため、山内委員には一度退室していただきます。

(山内委員退出)

会長：それでは、申請番号 9 番、10 番について調査担当委員の意見をお願いします。

鈴木（要） 委員：申請番号 9 番 調査年月日は令和 4 年 5 月 31 日。譲渡人は高齢で農業経営ができないため、譲渡したいとのことです。譲受人は相続をしたことで農業経営を行うこととなり、申請地を取得して経営規模を拡大したいとのことです。本人への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人に不耕作地や貸付地がないことを確認しました。また、大型農業機械を所有していないため、田植えや稲刈りは作業委託を行います。水の管理や収穫物の管理、草刈り等は自分で行っていくとのことです。そのほか特に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木（要） 委員：申請番号 10 番 調査年月日は令和 4 年 5 月 31 日。譲渡人は体調不良により農業経営が困難になったため、売却したいとのことです。譲受人は父が亡くなり農地を相続したことで農業経営を行うこととなり、申請地を取得して経営規模を拡大したいとのことです。本人への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人に不耕作地や貸付地がないことを確認しました。また、大型農業機械を所有していないため、田植えや稲刈りは作業委託を行います。水の管理や収穫物の管理、草刈り等は自分で行っていくとのことです。そのほか特に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。それでは、山内委員に入室していただきます。次に議案第16号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って1件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

保田 委員：申請番号5番 調査年月日は令和4年5月30日。申請者は安城で習字の指導を仕事として行ってきましたが、この度サービス業がしたいと考え、申請地に文具店の出店を計画しています。特に調査項目に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第17号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って9件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

木俣 委員：申請番号21番 調査年月日は令和4年5月29日。転用事由は別紙議案書のとおりでございます。本家の周りに塀があり、その中の土地を含めた申請になり

ますので、近隣への影響や用排水関係については問題となることはありません。現況証明も同時に申請が出ています。よって調査員総合意見としては可といたします。

木俣 委員：申請番号 22 番 調査年月日は令和 4 年 5 月 29 日。申請地は現在畑であります。近隣にも分家住宅が建ってきており、また周辺農地の影響については配慮するということです。よって調査員総合意見としては可といたします。

神谷 委員：申請番号 23 番 調査年月日は令和 4 年 5 月 31 日。申請者は現在、賃貸借で建設資材置場を使用しておりますが、契約終了に伴い、申請地に新しく資材置場を建設したいとのことです。申請地の現状は畑と山林ですが、圃場整備区域ではありません。申請地には現在雑草が生い茂っているため、近隣住民も転用に対しては賛成しております。そのほか問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

酒井（誠） 委員：申請番号 24 番 調査年月日は令和 4 年 5 月 21 日。申請者は現在、妻の所有するマンションで生活していますが、子どもが 2 人生まれ、家財道具も増えて手狭になってきたため、マンションを売却し、父と祖母の所有する土地に分家住宅を建築したいとのことです。調査の結果、特に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

近藤（健） 委員：申請番号 25 番 調査年月日は令和 4 年 5 月 29 日。転用理由としては、申請地の両隣がすべて駐車場になっており、その一枚だけ農業をやっていましたが、今回譲受人が業務拡大に伴い、申請地を借りて転用し、駐車場として一体利用したいというものです。調査の結果、特に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

成田 委員：申請番号 26 番 調査年月日は令和 4 年 6 月 2 日。本案件は、分家住宅を建築するための転用許可申請になります。申請者は現在、賃貸アパートで暮らしていますが、子供が生まれ、家財道具が増えて手狭になってきたため、父の所有する土地に分家住宅を建てたいとのことです。調査項目に特に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

八田 委員：申請番号 27 番 調査年月日は令和 4 年 5 月 21 日。申請者が工場を建設したいという申請です。工場は豊田、西尾の県道沿いで消防署の隣にあり、事業拡大に伴い手狭になってきたため、増設したいとのことです。申請者からの近隣説明も行われ、転用による地域農業への影響や被害防除措置、用排水関係に問題はないと判断しました。よって調査員総合意見としては可といたします。

三浦 委員：申請番号 28 番 調査年月日は令和 4 年 5 月 26 日。譲受人は現在、賃貸住宅に住んでいますが、家財道具の増加に伴い手狭になってきたため、申請地に自己住宅を建築したいとのことです。申請地の状況は畑となっており、現地での聞き取

り調査の結果、地域農業への影響や被害防除措置等に問題のないことが確認できました。よって調査員総合意見としては可といたします。

山内 委員：申請番号 29 番 調査年月日は令和 4 年 5 月 24 日。譲受人は現在、アパートに住んでおり、自己用住宅を建てたいという申請です。周辺には山林があり、山林を利用して林業や木工教室を行っていききたいということです。特に調査項目に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 18 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地交付申請について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

柴田(享) 委員：申請番号 4 番 調査年月日は令和 4 年 5 月 31 日。申請者は 50 年程前に養蚕業を営んでいましたが、現在は廃業し、今に至っております。意図的に農地を潰廃しているは否、申請地の状況は竹、非農地の区分としては、農地に復元することが著しく困難と思われれます。地域農業への影響やその他注意事項はありません。よって調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、非農地と認定し、通知するものといたします。次に議案第 19 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、決定するものといたします。次に議案第 20 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用配分計画案について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、決定するものといたします。次に議案第 21、22 号を議題といたします。なお、関連した議案のため一括して執り行います。事務局から説明をお願いします。

事務局：(令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、決定するものいたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、議案書に沿って説明を行った。)

農地の改良のための届出の受理について	2件
農地の転用のための届出の受理について	2件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	28件
農地転用許可後の事業計画変更の承認について	1件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

酒井（功） 委員：国会において、5月20日に人・農地関連法案が成立しましたが、その中でどのような内容が改正されたのか、資料とともに説明をお願いしたいです。また、改正に伴い、農業委員会の役割がどう変化するのかについても詳しく教えていただきたいです。さらに、農業委員会の新聞に記載がありましたが、所有者不明の荒廃農地について、岡崎市の農業委員会として今後どのような取り組みを行っていくのかということの説明してもらいたいです。

事務局：人・農地プランの策定が法定化され、農業委員会としての役割も大きく変わってくると考えられますので、今後内容をまとめ、報告させていただきます。所有者不明の農地については、改正があったことは把握しておりますが、実態として、どれほどそういった農地が存在しているかということ把握できていない状況ですので、また整理して報告できればと思います。

会長：先日、全国農業委員会会長会に参加しまして、その中の資料に、農地法第3条の下限面積要件が廃止になるとの記載がありましたが、そのことについて何か知っていることがあれば教えてもらいたいです。

事務局：農地法第3条の下限面積の件ですが、我々も3月に初めてそのような話を聞きまして、今審議をされている状況です。しかし、聞くところによると、確かに農地法第3条の定義の下限面積は無くなる方向で動いているという話ではありますが、それにとって代わるようなもの、例えば、各農業委員会で設定するといった文言も新しく入る可能性があるとも聞いております。実際、国からの説明でもその辺が詳しく煮詰まっていないという話でありますので、まだ皆様に報告できる段階ではないと考えています。

会長：ありがとうございました。そのほか御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 16 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（6番）

岡崎市農業委員会委員（7番）